



三井住友信託銀行が樺本チェーン＜6371＞株式の大量保有報告書を提出



東証1部の樺本チェーン＜6371＞について、三井住友信託銀行が11月7日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行会社との総合取引推進のため、安定株主としての長期投資目的で保有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の樺本チェーン株式保有比率は、5.01%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年10月31日。